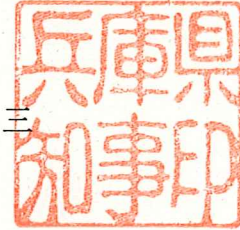


文第2812号  
平成26年2月14日

公益財団法人神戸学生青年センター  
理事長 保田 茂 様

兵庫県知事  
井戸 敏 三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成26年2月14日 から 平成31年2月13日 まで